北海道動物愛護管理推進計画(仮称)(素案)についての意見募集結果

平成20年1月23日

北海道動物愛護管理推進計画(仮称)(素案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、道内外から132名、延べ1,168件のご意見が寄せられました。なお、道民意見提出手続きによらず募集期間中にお寄せいただいた本素案に対するご意見(住所・氏名が未記入のものを除く)28名分につきましても含めておりますが、同一人からの同一意見につきましては、お送りいただいた数に関わらず1名1件としています。)

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。なお、同一要旨のご意見につきましては、まとめさせていただきました。

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。	A:意見を受けて案を修正したもの B:案と意見の趣旨が同様と考えられるもの C:案を修正していないが今後の施策の進め方等の参考とするもの D:案に取り入れなかったもの E:案の内容についての質問等

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
○北海道動物愛護管理推進計画の基本的考え方	
目的	
迷惑問題のみならず、動物取扱業者の営利目的による繁殖による諸問題も、これから更に増えていくと思われるので、「動物を巡る迷惑問題の顕在化」については、「動物を巡る問題の顕在化」または「動物を巡る問題が増えています」とすべき	ご指摘の繁殖に関する問題は、前述している虐待事件との関連もあり、重複した記載となって混乱を生じさせないために、ここでは迷惑問題に限定して例示しています。 D
目標	
「道民生活」の意味が不明。単に「生活」「現代社会」「日常」などでよいのではないでしょうか。	北海道における計画として、北海道に限定した標記を用いることとしています。 E
「人間尊重の精神が不足している」の記載は、「互いを尊重する為に必要な、個の確立が弱くなっている」とするべき	「人間尊重の精神」については、解釈が難しいと考えられますので、「互いを尊重する精神」と修正します。なお、本推進計画の策定にあたって、「個の確立が弱くなっている」ことを示す資料を持ち合わせていません。 A
動物とのかかわりは大事ですが、人はまず、人との関係によって成長すると思うので、「そこで、動物とのかかわりを通じて」の記載は、「そこで、動物と、動物にかかわる人とのふれあいを通じて」とすべき	掲載箇所では、「生命尊重の理解と弱者への友愛を育み、豊かな情操の醸成と涵養を目指します」につながるものであり、動物にかかわる人とのふれあいが、この内容に直接つながるものではないと考えます。 D
重点施策	
道民が、自分達も参加しているという意識になる為に、主語を入れ、(1)「…その第1歩として、(私達は)動物の適性な飼育管理を…」(2)「弱い存在である動物に対して、(私達は)慈愛の精神を生み、…」のような、「宣言」する形を取りたい。	表現方法として、ご指摘の効果はあると思われますが、本推進計画では、「道民の宣言」という内容ではないため、ご意見のような形態での標記は行いません。 D
目標年次及び対象範囲	
対象動物について 対象動物を「愛護動物」とすることに反対します。	本推進計画では、道で別途策定している「第10次北海道鳥獣保護事業計画」との役割分担を明確化するため、野生動物を動物愛護精神の涵養や動物管理意識の普及啓発に係る対象のみに限定し、原則として愛護動物を対象とした視点に立って策定したものです。 D
計画の推進体制	
「業界」とは、具体的に何を指すのか、はっきり書いて欲しい。	具体的表記とした場合に、特定の事業者に限定された印象となることを避け、動物にかかわる事業者を広範に捉える意図から、このような表現としています。なお、本推進計画においては、動物愛護管理に一切関係のない「業界」が含まれないことは、説明を要しないものと考えています。 D
計画の進行管理	
第1章の計画の進行管理について、第2章に詳細があるとはいえ、簡単すぎないか。点検時期の毎年とは、1年の中でいつ頃か。 何月に点検し、何月に施策に反映させるように、誰がどのような働きをするのかを計画に練りこんで欲しい。	施策の推進は年度単位で行われるものですから、年度終了時に点検することは、あらためて記載を要しないと考えています。なお、施策に反映させる時期については、点検結果による内容により異なるものですから、いつ頃かを限定して計画に記載することは困難です。 D
計画の進行管理について、(2)に「なお、点検結果については、その概要を公表します。」を追加すべき	計画の進行状況について、公表することを追記します。 A
計画の進行管理においても、計画の着実な推進を図るためには、お知らせを広く新聞や道庁のHP、動物管理センターのHP、広報さっぽろ、北海道の広報誌などに載せて、多くの人の目に留まるようにする。	計画の進行管理については、その達成状況をホームページで公表することとしていますが、その旨の記載を追加します。 A

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
「計画の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させることとします。」の文に、「結果は、道民のみなさんにわかりやすく知ってもらうため、HP上に掲載します。年度始めに公開します。」を追加してください。	計画の達成状況については、公表する旨の記載を追加しますが、年度終了後に各実施主体の結果を点検･集計し、その後に公表することとなりますので、年度始めの公表は困難です。 A
「毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させることとします。」の記載について、「毎年、計画の達成状況を点検し、この結果をホームページ・広報誌に掲載するなどして広く道民に公開し意見をもとめ、それらを施策に反映させることとします。」に変更を求めます。	公開することについては追加記載することとしますが、その都度意見を求める予定はありません。 A

○　施策の展開

動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

歴史にとらわれることなく、オーストリアやイギリス、ドイツなどの動物愛護先進国を参考にするのが自然だと思いますし、より時代に即した「動物愛護・管理」ということで現実的だと思われるため、アイヌ民族の世界観と動物の飼養の部分の削除を提案します。	北海道の歴史の中で、動物との関わりがどうあったかを理解することは、道民の皆さんが持つ動物に対する様々な考え方の理解につながるものですから、一方的、画一的な動物愛護の押付けではなく、お互いの考え方を理解しながら施策を進めていくためには、重要な項目であると考えています。 D
北海道の歴史的経緯をふまえた課題へのアプローチについて、道民として、北海道の動物たちの歴史がわかって興味深かった。	北海道の歴史の中で、動物との関わりについて変化があったことを理解することで、道民の皆さんが動物に対して様々な考え方を持つことを理解していくことにつながるものとして記載したものです。 B
アイヌ民族の世界観と動物の飼養」については、行政の方が作成した文書の中にこのような心情的に共鳴できる大切な部分が書かれていたことをとても嬉しく思いました。 これらの考えに、実際に真剣に取り組み、具体的な生きた施策として北海道の中で盛り上げていくのは、容易なことではないと想像します。 しかし、これが建前で終わることなく、後の世代に恥ずかしくない胸を張って手渡すことが出来る動物愛護管理行政となるよう実現に向けて、担当部署のみなさま、どうかよろしくお願いいたします。	具体的な施策の推進に反映されるよう努めて参ります。 B
「アイヌの人々の生活から、動物の愛護と管理の基本的なあり方を学ぶことができます。」、「アイヌの人々の生活には、動物の愛護と管理の両面が根付いていたことが伺われます。」とあるが、アイヌの人々の行う、生きた熊を矢で撃ち、苦しませてから丸太で首を絞めるというイヨマンテの祭事は、動物愛護の視点から外れている為、禁止にすべきである。	この項では、アイヌ民族の世界観や思想から学ぶべきことを示したものであり、宗教的な個々の行為については、個々人の考えが千差万別であることから、国の指針において法に抵触しないと示されている範囲で行われる行為について、本推進計画ではその是非を論点としておりません。 なお、本推進計画は、行為の禁止を規定できるものではありません。 D
「野生動物を身近に感じ、触れ合うことは、動物愛護の精神を育むのみならず、生命尊重や友愛の情操の涵養などに役立つものです。」は、「野生動物の生態に興味を持ち、観察することは、動物愛護の精神を育むのみならず、生命尊重や友愛の情操の涵養などに役立つものです。」に改めるべき。	ここでいう「身近に感じる」とは、野生動物と共存している意識を持つことであって、自然の豊かな北海道の特色として示されるものであり、これを「呼び寄せる」といった意味で捉える方は少ないと思われます。 触れ合うということは「触る」という狭義の意味ではなく、情緒的なふれ合いを指したものですが、誤解を生じる恐れがあるため表現を改めることとしました。なお、学術的な興味として限定される「生態」や「観察」といった表現は、適切ではないと考えます。 A
「掃討」とは辞書では「払い除くこと」とあります。これは愛護の精神からずれる言葉だと感じる。 今は各自治体の条例の中で生きているとはいえ、もともとは道の条例にあった言葉なので、道がリーダーシップを取って「掃討」について、方向性を示して欲しい。 今年、環境省より「処分」＝殺処分ではない、との通達がありましたが、「掃討」についても、愛護の観点から意味を考え直して欲しい。	現在の地方自治制度の中では、条例の名称は、各自治体が判断するものですので、道がその名称の適否を指摘すべきものではないと考えます。 D
自治体の野犬掃討条例は廃止がのぞましいという方向にしてほしい	条例の改廃は、各自治体がその必要性について判断するものです。なお、同条例には咬傷事故防止を目的とした犬の放し飼い禁止等についても規定されており、野犬が減少したからという理由だけで廃止が望ましいとの方向性にはつながりません。 D
野犬対策について、棒グラフは全道の統計なのか、出所はどこか等、説明が欲しい。また、このグラフは必要か。	本推進計画を策定するに当たって、策定者である道が所有するデータを掲載したものですから、出所を記載する必要はないと考えております。なお、グラフについては、他のご意見から追加して参りたいと考えております。 D

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
犬猫の殺処分数・捕獲数を一般へ公開し、飼い猫と飼い犬の処分数と同時に野犬と野良猫の処分数をはっきりとした数字にして公開していくこと。	自治体によって飼い主からの引取り数と所有者不明犬猫の引取り数を区別して集計していない場合があるため、全道の数値を掲載することはできませんが、引取りに関するデータについて、掲載することとしました。 なお、致死処分の際の飼い猫、所有者不明猫を区分したデータは集計していません A
1.所有者不明猫の引取り数が書かれていないので、成猫と子猫に分けて数字を出して下さい。 2.猫の致死処分数の内訳を「飼い猫」「所有者不明猫」に分け、さらに成猫と子猫に分けて、数字を出して下さい。	自治体によって飼い主からの引取り数と所有者不明犬猫の引取り数を区別して集計していない場合があるため、全道の数値を掲載することはできませんが、引取りに関するデータについて、掲載することとしました。 なお、成猫、仔猫を区分したデータや、致死処分の際の飼い猫、所有者不明猫を区分したデータは集計していません。 A
動物園はあくまでも娯楽施設の一環であり、動物を理解することにまで結びつかないと思われるから動物の理解を進める取り組みの中で動物園を取り上げる必要はない。	動物園では、動物愛護に関する普及教育活動などが積極的に進められており、人が動物を身近に感じることのできる大切な施設です。 D
動物愛護週間行事が道内各地で開催されるようになったとの標記について、必ずしも全道的に開催されていないので修正すべき。	全ての市町村が開催しているものではありませんが、各支庁1ヶ所以上で毎年開催されています。 D
「道内においても動物愛護の概念が普及するとともに、事業などで…」の「事業」は具体的に何を示すかわからない。	ここでは、文脈上、特定の事業を指していないとわかるものですので、具体的な事業の内容を掲げて、限定するような記述はしていません。 D
多頭飼いや多頭エサやりをしている者で不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導を行い、本人が高齢などで捕獲や搬送が困難な場合はボランティア等に依頼し代行させ、金銭面での相談・病院の紹介等を行う。 金銭面や健康面以外の身勝手な理由で指導を聞かず迷惑行為を繰り返す者へは罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとる。 また、飼い主が高齢や病弱などで、動物の世話が困難となり周囲に著しい迷惑をかけると判断されるほどの多頭飼育者の場合は、適切な数に調整するためにボランティア等によって新しい飼い主を探すために保護を依頼する事。 この場合かかる費用は本人負担が基本だが、困難な場合は行政が支援する。	多頭飼育者等の不妊措置指導については、現在も行っており、今後も引続き行ってまいりますが、法の規定を超えた措置を本推進計画が規定することはできません。 B
保護された動物の殺処分はどうかやめてください。	保護した動物は、全て譲渡されるとは限らず、それらの動物を全て生涯飼い続けることは不可能です。 D
「負傷動物等の収用」は「負傷動物等の収容」の誤りではないか。	誤字でしたので訂正します。 A
各自治体で行われている殺処分を「動物の愛護及び管理に関する法律」に準拠したものとする。該当する科学分野は獣医学であるから、動物に苦痛を与えないことや麻酔薬の過量急速静脈内投与による安楽死の方法など、動物病院で行う安楽死と同じ処分方法にすること。	動物の致死処分に対する措置の方法は、各自治体が適切な方法を選択することとなります。現在、法の規定に即した方法を推進しているところですが、動物病院と同様の方法を全ての動物に行うことは、動物収容施設では施術者に危険が伴うことから困難です。本計画でも安楽殺について記載し、法の趣旨に準じるよう記載しております。 B
保護収容施設における動物の処分方法について 炭酸ガスによる安楽殺処分に反対します。	炭酸ガスによる処分は、平成8年2月付け内閣総理大臣官房管理室監修動物処分方法関係専門委員会編「動物の処分方法に関する指針の解説」において、安楽死処分方法として示されている他、米国獣医学会が示した「安楽死に関する研究報告2000」においても、犬猫の安楽死の方法として適切な方法と記載されています。 なお、推進計画中に参考資料として掲載しました、「北海道動物愛護センターに関する基本的な考え方」については、平成13年度に作成したものですので、計画の具体化に向けては、今般、炭酸ガス処分に際して、炭酸ガス濃度の検討やイソフルラン･ガスによる前処置が推奨されるなど、新たな知見が報告されており、経費、処分実施者の負担等も考慮しながら、施設のより良いあり方を検討していく考えです。 D
動物の殺処分方法は5年以内に、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行すること	安楽殺処分の方法は、自治体ごとで適切な方法を判断するべきものです。 D
動物の殺処分方法は1年以内に、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行すること。また、飼い主が引き取り申請をした場合は、飼い主立会いのもとで安楽死をおこなう。	安楽殺処分の方法は、自治体ごとで適切な方法を判断するべきものですので、本推進計画では具体的安楽殺措置の方法を定めることはしません。 D

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
処分は麻酔薬をかけた餌を与えた後、注射による安楽死処分にして欲しい。完全に死亡したことを確認してから焼却して欲しい。	道立保健所では、麻酔薬の飼料添加等、獣医師が措置を行っています。また、焼却は、一時保管後自治体の処分施設に搬入していますので完全に死亡したものであることは確認しています。 D
「安楽殺処分」は、「炭酸ガスによる致死処分」に変更すべき。	安楽殺の方法は、各自治体が国などの示した方法により実情に応じて選択しているもので、炭酸ガスに限定されません。道立保健所では、獣医師による投薬により措置しており、炭酸ガスによる処分は行っていません。 D
保護収容施設における動物の処分方法について 現在の殺処分と、今後の殺処分の方法が具体的に記載されておらず、曖昧な表現を使用しているので、苦痛を感じさせない安楽殺処分方法を記すべきである。 また、殺処分の方法は各自治体が同じ内容とするものとし、炭酸ガスによる窒息死を行っている施設は設備を撤去することが望ましく、処分にあたっては、獣医師の管理のもと、麻酔薬など他の薬剤で短時間で意識を消失させる方法をとるべきである。	保護収容施設における安楽殺処分方法については、平成8年2月付け内閣総理大臣官房管理室監修動物処分方法関係専門委員会編「動物の処分方法に関する指針の解説」が示されていることを追記します。 また、保護収容施設における安楽殺処分方法については、各自治体が実情に応じて選択できるものであり、本推進計画が自治体の処分方法を限定するものではありません。 A
「動物を殺す場合の方法については、できる限り苦痛を与えない方法によるによることと規定されていますが、実際には財政的な問題などから、絶命までに時間のかかる炭酸ガスによる窒息死を与えております。」に修正してください。	炭酸ガスによる殺処分は、国などから安楽死の方法として推奨されており、財政的な問題で行っているのではありません。なお、道内では札幌市と函館市のみで行われているもので、道や他の市では、一頭ごとの投薬により処置されており、事実に反する記載はできません。 D
ガスによる処分は、ほとんどの人が知っている通り、恐怖と窒息の苦しみをともない決して安楽死ではない方法であるため、睡眠薬、麻酔薬等を使用し、睡眠中に筋弛緩剤などで絶命処置を施す。	炭酸ガスによる処分は、平成8年2月付け内閣総理大臣官房管理室監修動物処分方法関係専門委員会編「動物の処分方法に関する指針の解説」において、安楽死処分方法として示されている他、米国獣医学会が示した「安楽死に関する研究報告2000」においても、犬猫の安楽死の方法として適切な方法と記載されています。 なお、現在全ての道立保健所では、獣医師職員による睡眠薬などの投与により致死処分を行っています。 D
現在の処分方法は二酸化炭素ガス注入による窒息死ですが、苦痛を感じさせずに絶命させるという理想とは程遠い現実であることは関係者であれば周知のことであると思われます。処分作業のオートメーション化により、処分に携わる職員の精神的苦痛は軽減されたかも知れませんが、収容された動物たちにとっては処分方法以前に、捕獲され、檻に入れられ、日に日に死への期限が迫り、閉じ込められた空間に死のガスが充満してくる、動物たちのその恐怖を想えばきちんと殺処分の現実について表記するべきです。	炭酸ガスによる殺処分は、国などから安楽死の方法として推奨されており、財政的な問題で行っているのではありません。なお、ご指摘の内容は、道における実態とは異なります。 D
殺処分について。 原則的に、炭酸ガスによる安楽死処分以外の、より短時間で動物の意識を喪失できる麻酔薬の過量急速静脈内投与による安楽死を優先する（場合により経口睡眠薬と併用）。現在使用されている筋弛緩剤注射は単独での使用は厳禁とする（動けなくても意識はあり苦痛を与えているため）。 殺処分は、動物が苦痛を感じることなく、眠るように安らかな死を迎えられる本当の意味での安楽死できる方法に限定する。炭酸ガスによる安楽死の場合は、確実に短時間で（数十秒から一分程度）で意識喪失するよう個体差に合わせて調整可能な施設であること。 ＊死を察知した動物が、興奮して暴れたり、また恐怖を感じている場合は、動物と処分を実施する人間双方の福祉の面から、事前に餌に混ぜての経口睡眠薬利用などを積極的に利用する（コストよりも福祉の優先）。コストについては、動物引き取り料金を値上げする。	殺処分の方法については、処分を行う自治体が法の趣旨に則り、状況に応じた対応をすることとなるため、本推進計画では具体的な内容は記載しません。 C
安楽殺処分（苦痛を感じさせずに絶命させる方法）の部分に、麻酔薬で昏睡させ・・などの具体的な方法を明示してください。全道的に麻酔薬の使用など、人道的な方法に統一する努力をしてください。どうぞご検討ください。	安楽殺処分の方法は、自治体ごとで適切な方法を判断するべきものです。 D
犬、猫を飼養放棄した人達が保健所等に引渡しにきた時、必ずその人たちに署名を書かせる。それをブラックリスト化し、そのブラックリストを動物販売業者などに配布して注意をうながす。保健所に引き渡す際、捨てるという事は最後にどうなるのか自分の目でしっかり見て知ってもらう。処分とはどういうことなのか知ってもらう。	事務手続きの内容については、各自治体が定めることとなりますので本計画で記載するものではありません。なお、署名等を業者に配布することは、個人情報保護の観点から不可能です。 D

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
「しかし、保健所や動物管理センターなどに、（中略）動物を殺すことを望んでいません。」 →　この1文を削除する事を希望します。	道では、犬猫の引取りに際しては、引き取った動物は多くの場合殺処分となること。飼い主には終生飼養の責務があること。やむを得ない場合は、自らの責任で新しい飼い主を探す努力をすべきであることなどを説諭し、容易に引き取らないこととしています。これらの説明により、引取りを辞退する事例は多数あります。 D
飼養放棄された動物を実験用に供することを廃止された経緯は全国的な流れでもありましたが、北海道の英断にも感謝いたしております。	北海道では平成14年を最後に動物実験用譲渡は廃止しましたが、各市町村においても、北海道の廃止した趣旨に同意いただき、平成17年を最後に、全ての道内の自治体で動物実験用譲渡が廃止されたところです。 B
子犬・子猫の飼い主探し（札幌市） 犬猫は、春だけでなく秋にも生まれます。通年の譲渡会を開催し春生まれではない犬猫にも譲渡のチャンスを作ってください。また、子犬子猫だけでなく、飼育放棄された成犬、成描にも広くチャンスを与えて下さい。	札幌市が開催している譲渡会については、会場が屋外となるため降雪の可能性がある秋冬の開催は困難な状況です。なお、札幌市では、譲渡会に限らず、動物管理センターで引取られた犬猫の譲渡しを行っておりますのでご照会下さい。 D
イベントはすごくいい機会だが、今まで宣伝等を街中などで見たことが無い。わかりやすいポスター、広告等を前面的に作る、そしてポスターに里親募集の犬、猫達の写真を載せる。宣伝にもなるし里親も探せる。	イベントの開催に関する具体的な方法については、各主催者が対応するもので、本計画で記載するものではありません。 D
「子犬・子ねこの飼い主さがし」は、子犬・子ねこに限定せず、放棄犬・収容期限切れの収容犬に枠をひろげる。	事例として掲載した札幌市が行っている「子犬･子ねこの飼い主さがし」行事は、放棄犬猫や収容期限切れの犬猫の新しい飼い主探しを目的としたものではありません。これらの犬猫については、当該行事に関わらず譲渡が行われています。 D
北海道に「新しい飼い主探しネットワーク」がある事は、大変嬉しい事で感謝しています。 しかし、「一方で、新しい飼い主への譲渡については、（中略）積極的に推進しています。」とあるのですが、PCを持っていない方へのお知らせはどのようになっているのでしょうか。 PCを持っていたとしても、どのようにしてこの制度を知る事ができるのでしょうか。そして、この制度は地区によっては積極的とは言えない気がします。	新聞各紙に掲載している道の広報欄「みなさんの赤れんが」等に掲載するなど、周知を図っているところです。 D
新しい飼い主探しネットワーク事業（北海道） この事業には、インターネットを駆使して、広く道民に譲渡可能な犬猫の存在を写真と詳細な情報付きでアピールしてください。 譲渡希望者の情報を支庁の枠を超えて共有し、希望者と犬猫の出会いの確率を高めるべきです。 道民が犬猫の飼育を考えた時に、すぐに道内の譲渡可能な犬猫の情報が得られるようWEBサイトをひとつにまとめて推進してください。 欠点については、可能な限りの追跡調査をすることと終生飼養の大原則、不妊手術の確約、虐待の防止などを記載した念書等を交わすことで回避してください。	本事業は、事前登録制が基本となる制度ですのでインターネットによる犬猫の写真掲載を積極的に行うものではありません。なお、本事業により譲受を希望する方がいない犬猫については、支庁・保健所単位での取り組みとして、ホームページに掲載するなどしているところです。 D
新しい飼い主探しネットワーク事業について多く知られてないように思いますので各市町のHP等に載せて下さい 実行を促すにはやはり情報の公開を求めたいと思います 14年度から展開されてるにもかかわらず、その成果がどこに見られてるのかわからない 個々にボランティアで里親募集をしている方々もいらっしゃいます その方たちとの連携をとり補佐も必要ではないでしょうか 殺処分犬・猫の減少を求めるには不妊手術や飼育教育などの動物愛護週間だけではなく月1回でも会合などあるとよいのでは。 不妊手術においても助成金制度を設けた北海道獣医師会には大変ありがたく思います 今後もこのような活動を期待したいところですので行政や動物病院他関係者の方々が情報交換するなかで寄り良い動物愛護推進計画が進むことを願っております。	新しい飼い主探しネットワーク事業については、市町村の広報誌に掲載できるよう広報資料として配布しているほか、新聞の広報欄「みなさんの赤レンガ」などでも掲載を行っているところですが、今後も広報活動に努めて参ります。また、新しい飼い主探しでは、地域単位でボランティアとも連携を図っており、今後も関係機関やボランティアとも連携しながら進めて参ります。 B

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
「新しい飼い主探しネットワーク事業」と「子犬子猫の飼い主探し」は、多くの放棄された犬猫の最後の生き残るチャンスとなる場であり、この事業を充実するための具体的な実施計画と、PR活動とボランティア活動の推進計画を盛り込むべき。	本推進計画では、譲渡事業の例として「新しい飼い主探しネットワーク事業」等を掲載しているもので、具体的内容等については、各実施主体が作成するものです。 D
「新しい飼い主探しネットワーク事業」や「子犬・子ねこの飼い主さがし」の成果を譲渡数などで明示すべきです。	譲渡数については、追加掲載することとしました。 A
市や自治体でも捕獲犬や放棄犬をボランティアドッグに育てて役立たせる方向に進んでいければよい。	収容犬の取扱いについては、各実施機関が対応するものとなるため、本推進計画では記載しません。 B
ボランティア、一般、業者などで多頭飼育している場所を各市町村で把握し、頭数だけで多頭飼い飼育者やボランティアが一般から迫害されないよう、多頭飼育者の生活を守り、同時に不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るために、適切な監督、助言、規制を行い、多頭飼い崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐ事。また、行政より認められたボランティアはその能力に応じて、集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護する事を、行政により許可する事。	多頭飼育者の実態把握と飼い方指導については、今後とも注意深く対応していくこととしておりますが、集合住宅における動物の飼養の可否や飼養頭数の制限等に関わる内容は、当該住宅の設置者又は管理者が判断するものですから、本推進計画で記載できるものではありません B
「しかし、動物取扱業者の多様化は、今後も進んでいく…」の記載について、「しかし、動物取扱業者の多様化は今後も進み、それに伴う課題も増えていくものと…」と追加する。	前段で業態の増加に対応した法改正であることを説明し、これを受けた今後の見解であって、この項において「課題が増えていく」ことに限定したものではありません。 D
動物取扱業者については、道の職員と市民の参加者でチェック体制を作り、特に市民レベルの目線でチェックしてはどうか	動物取扱業者の立入検査を一般市民が行うことは法の規定上で着ません。なお、市民から問題の指摘があった事業者については、その都度行政担当職員が確認し、必要に応じて指導等を実施することとしています。 D
P. 14の「一方で、犬・猫などの動物は、寿命が10～20年程度と人に比べて短命であるため、ほとんどの人が老いた犬・描などのケアを経験することとなりますが、この時、大型犬の場合、相当の体力が必要になる場合も少なくありません。このような事例については、飼う前に動物の習性や将来のことを家族ぐるみでよく考え、理解し、さらに飼いはじめた後は、責任あるしつけ・管理を怠らないことが重要となります。」について、次のように変更して欲しい。 「一方、犬や猫などの純血種の場合には、近親交配で種を確立してきた歴史があることによりヒトに比べると遙かに遺伝疾患の発症率は高くなります。遺伝疾患が発症してしまえば、看護が必要となり、高額な治療費も伴う場合も少なくありません。さらに、近年、獣医学の進歩により犬・猫（伴侶動物）の寿命が延びています。ヒトに比べると10～20歳程度と短命ということもあり、飼養者が伴侶動物の老後のケアを経験することとなります。この時、ヒトの老後の介護と同じように、相当な体力・精神力が必要となる場合も少なくありません。また、介護においては介護費用及び高額な医療費が発生することも稀ではありません。このような事例については、飼う前に動物の生態・習性・生理や養育費などの経済的な負担を含め、将来のことを家族くるみでよく考え、理解し、さらに飼いはじめた後は、しつけ・管理を怠らず、動物におけるQOLを考え、いかに健康を維持し、より良い日々を過ごせるかという点に着目しながら、医療面や精神面のケア、生活環境に至ることすべてにおいて、飼養　者が責任を持ち、愛情をもって終生飼育に努めることが重要となります。	記載した内容が意図する目的については、ご意見の内容と概ね変わらないと考えますが、より判りやすい表現とするため、いただいたご意見の一部を引用をさせていただき、本文に追記します。なお、本文中には、専門的な内容を含めた詳細な記載はできませんので、ご理解下さい。 A
「核家族化と動物飼養」に係る文章の最後に、「その為には、動物販売業者、しつけインストラクター等の業者、動物病院、自治体の動物愛護担当者、愛玩動物飼養管理士、動物愛護推進員等、幅広い専門家の協力が必要です。」等の文章を追加することを希望します。	この項では、家族で動物を飼うことについてよく話し合い、理解し、責任を持つことを示したもので、専門家の協力が必ず必要であるとは考えていません。 D

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
このたびの計画において、動物介在介入（動物介在活動、動物介在療法、動物介在教育）が盛り込まれ公的に認知されたことに対して、深い感銘と共感をいたしました。現状の日本で実施されている動物介在介入のほとんどが動物介在活動であり、「動物からの癒し」のみがクローズアップされている風潮にあります。専門家の立場からすると、この風潮は、動物介在活動の目的の一つであって、全てではないといえます。しかし、ただ動物からの癒しだけを人が与えてもらう段階から、人と動物の関係ならびに動物の福祉も考慮しながら、子どもから高齢者あるいは障害者を対象に様々な場面で動物介在介入が求められ、その具体的なシステムの構築が必要とされ始めているように感じています。	動物介在介入の新たな展開については、動物愛護の普及にとっても有効であるものと期待するところです。 B
動物愛護センターができることにより、より多くの地域ボランティアの協働活動も進めていけると思うので、センター設置を強く要望する。また、札幌市、旭川市、函館市にも設置してほしい。	道では今後も動物愛護センターの設置を目指して取組んでまいります。 なお、札幌市は、既にセンターが設置されております。 B
動物愛護センターは、地元の動物愛護関係者の協力や参加を得て一般譲渡を促進するなどし、動物を殺す施設から生かす施設へと転換してもらいたい。 高齢者の動物飼養で飼育困難になった場合の対応等も愛護センターで助言、支援又は保護、譲渡という仕組みを考慮してもらいたい。また、愛護センターで譲渡する場合、不妊処置の義務化を切望する。	道が設置を目指している動物愛護センターの構想として、ご指摘の内容も踏まえた検討を進めております。 D
「動物愛護センターの設置を検討していますが」の記載について、このような素晴らしい構想があることは知りませんでした。是非、再び具体化に向けてご検討ください。 具体化された時には、安楽死処分施設の整備は不必要と思われます。 また、この構想を、既存の保健所でもなるべく取り入れ、保護収容動物の生存の機会を設けてください。	動物愛護センター設置の実現に向けては今後も努力してまいります。また、既存の保健所においても、保護収容動物について可能な限り生存の機会を与えるよう努めているところです。 B
「動物愛護管理に関する施策を進めていくには、多様で幅広い協働活動が必要となることから、これらの中心的な位置付けとなり、総合調整が行える拠点施設の整備は、重要な課題となってきます。」 のあとに、「北海道では、14年以降、財政難のため棚上げされてきた北海道動物愛護センターの設置を最重要課題として早急に検討、10年後までに基幹施設と、各支庁ごとの特色を生かしたサブ施設を設置することとします。」を追加。	本計画は、道のみに係るものではありませんので、道の動物愛護センター設置構想にかかる内容については、本文中に記載していません。また、道の動物愛護センター構想については、庁内の重要な課題として懸案事項となっていますが、現時点で設置を約束する表現はできません。 D
「業界団体の育成も、重要な課題…（後略）」の「業界団体の育成」とは具体的に何を指すか、詳しく書いて欲しい。	現在、動物取扱業者の団体として組織されているものは限られており、これらの業者が相互に意識しあって、業界全体の適正化が推進されるべきであることを指すもので、概念的な表記ですのでこれ以上の説明は不要と考えております。 D

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
○施策別の取組み **動物の適正な飼養に関する事項** **適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保**	
・不妊去勢措置の推進指導及び「遺棄や虐待の防止」について、もっと具体的施策を書くべき。 以下の記述を追加して下さい。 1.普及啓発活動の場の拡大 飼養者に対する普及啓発の機会を広げる為、行政発行の広報紙などに不妊・去勢の必要性、動物愛護管理法第44条を載せたり、ペットショップ、動物病院等にポスター、パンフレットを置くなどして、普及啓発を行う場を拡大していきます。 2.動物の遺棄・虐待の対応 遺棄を未然に防止する為、広報紙などに動物愛護管理法第44条を載せたり、捨て猫の多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫していきます。 また虐待を疑う事例が発生した場合に市町村や動物愛護推進員と連携した対応ができるよう、担当者や動物愛護推進員に対して、動物愛護先進国の手法などについて研修を実施していきます。 3.動物病院での登録・注射済票交付代行の促進 狂犬病予防注射と登録が確実に行われるよう、市町村における動物病院への事業委託を促進していきます。	本推進計画は、道、市町村などの各実施主体が動物の愛護と管理に関する施策を推進するための方向性を示したものであり、指導や普及啓発の具体的な方法については、各自治体ごとで対応すべきものと考えます。 C
10頭以上の多頭飼育者については、動物取扱業者と同様の登録制の導入をご検討ください。	本推進計画では、義務や制限を規定するものではありません。なお、市街地等の指定地域において10頭以上の犬を飼育しようとする場合、「化製場等に関する法律」に基づき市町村長の許可が必要とされています。 D
動物に対し、虐待、暴行をおこなった者に対しては、人間にするのと同程度の法律を制定し、その法律によって厳しく取り締まられ罰を受けることを強く希望する。	本推進計画は、法律の制定を目的としたものではありません。 D
ペットの声帯を切ることについて、これを禁止し法律によって罰則を設けることを強く希望します。	本推進計画は、制限を規定するものではありません。また、法律の制定を目的としたものでもありません。 D
毛皮は生きたまま剥がされ、激しい暴行・虐待が加えられる。日本は毛皮の要らない地域であり、毛皮の禁止を法律で定め、政治の手で毛皮の実態を広く認知されることを希望する。もし、販売続行するのなら、販売時に毛皮を剥がす前と後の写真をタグにつけることを希望する。	本推進計画は、義務を規定するものではなく、法の制定を目的としたものではありません。また、政治的な措置を記載できるものでもありません。なお、動物の虐待は、産業動物であっても犯罪行為として処罰の対象となります。 D
動物の殺処分を希望し、保健所等に持ち込んだ者を法律によって厳しく取り締り、罰を与えることを強く希望します。	ご指摘の内容は、現行法に矛盾する内容です。本推進計画は、法律の改正や新たな法規制を目的としたものではありません。 D
ペットの散歩時の首輪を禁止し、胴輪に変えることを希望する。また、首輪をしてしか外へ行くことができず、リードによって飼い主の意向に従い、行きたい場所にも行くことができないペットの状況改善を切に願う。	本推進計画で、制限等を規定することはできません。なお、首輪が、犬のしつけに有効なものであることは一般的に広く認知されており、本推進計画では、必要なしつけを行うべきであるとの方向性を示すこととしております。 また、ペットを自由にさせることは、人への危害・迷惑防止などの観点などから、法の趣旨に反するものであり、法の趣旨に反する施策は推進できません。 D
センターでの引き取り動物に関する記録と、施設収容の動物死体に関する記録について、その 収容場所、収容月日、動物の種類だけでなく、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や(可能な限り)詳細な特徴をファイリングし、全国的なネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにする事。 東京都などは猫は譲渡できるものだけしか載っていないが 負傷の子でも、極力乗せるようにする。 またその記録は最低一年は保存することを希望。	全国的なネットワークのづくりを北海道が推進計画で規定することはできません。なお、引き取り動物に関する記録の内容等は、各自治体が規定することとなりますので、本推進計画では記載しません。 C
動物販売業者の監視時に顧客説明の記録の点検について 記録の点検とは、いつ、誰がどのように行われるものなのか、具体策が見えない。	法24条第1項で動物取扱業者への立入検査が規定されており、法34条において、法24条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるための職員に関する規定がされています。 なお、立入検査の頻度等具体的な内容は、各自治体が独自に実施計画等で規定すべきものと考えます。 E

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
引き取り申請時の指導内容について 一度引き取り申請をした者には、今後動物を飼わせない。それ程の然るべき対応が求められるべきである。	本推進計画では、個人を制限する規定はできません。なお、引取り申請時の面談で、今後動物を飼養しないよう説得する場合もあります。 D
引取り申請をしてきた飼い主は、飼養放棄なのだから、引取り動物が殺処分される可能性があることを充分承知の上持ち込んでいるわけである。最終的に殺処分をせざるを得ない場合は、引取り申請をしてきた飼養放棄者の立会いのもとに安楽死処分を行うことを誓約させ強制力を持たせること。	本推進計画は、義務や制限を規定するものではありません。また、引取り申請者に安楽殺処分の立会いを強制することはできません。 D
新しい飼い主がなければ殺処分になるということを、もっと知ってもらうべき。	引取りの相談を受けた際や引取り申請時に十分説明しているところです。 B
説明を行ったうえでも飼養を放棄する場合には、放棄する動物の殺処分日時を飼い主に知らせることとする（立ち会い可能）。」を追加してください。	個別の事務内容については、各実施主体が判断するものとなりますので、本計画では記載しません。なお、道においては引取りの時点で殺処分の日時を決めるといった画一的な対応は困難です。 D
身勝手な理由による不適切飼育とそれに伴う迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、該当者には飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などの取り締まりを行う事とする。特に虐待疑いの事例が発生した場合には、「専門の調査員」と区市町村や動物愛護推進員等が、「警察」と連携して、虐待の通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにする。虐待や動物愛護管理法違反事例、狂犬病予防法事例が発見された場合は、警察とボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり必要に応じて、動物の保護、及びその所有権を剥奪できる事とする。 専門の調査員・調査員が所属する機関は、動物愛護先進国の手法等により創設・育成する方向で、根拠法律制定を国に、条例制定を都道府県に、それぞれ求める事とする。専門の調査員は、できるだけ、特別司法警察職員とする方向で、国に立法措置を求めていく事とする。	不適正飼養やそれに伴う迷惑行為等については、その対応は千差万別であり、マニュアル化が可能であるかどうかを含めた検討が必要と考えています。なお、所有権の剥奪などは、憲法で認められた人権の制限となるものであり、そのような内容を本推進計画で記載することは不適切と考えます。 C
繁殖には、各自治体又は道への許可申請制度を導入して、計画繁殖を義務化する。	本計画では、新たな義務を設けるなどとはできません。 D
不妊去勢措置の推進指導についてもっと具体的な施策の表示を提案します	具体的な施策の実施内容は、各実施主体が定めるものですから本推進計画では記載しません。 D
愛護動物の遺棄や虐待について具体的な施策の表示を提案します。	遺棄や虐待は犯罪行為ですから、未然防止のための普及啓発が必要と考えていますが、具体的な施策の実施内容は、各実施主体が定めるものですから本推進計画では記載しません。 D
動物愛護推進員、地域ボランティアを通じて多頭飼育者の情報を収集し、寄せられた情報の内容によって著しく責任能力が欠如しており、先々崩壊の可能性があると判断された飼い主に対し、改善策や適正飼育への働きかけ実施を提案します。	多頭飼育者の実態把握と飼い方指導については、今後とも注意深く対応していくこととしております。 B
引き取り手がなければ殺処分になるということをもっと知ってもらうべきです。	引取りに際しては、殺処分になる可能性が高いということを説明するようにしています。 B
みだりという言葉が具体的ではないため　繁殖をする場合の最低限の規定を設けたほうが良い。 繁殖する人はその動物が持つ遺伝病なども熟知していなければならないという取り決めも必要。	本推進計画では、具体的な規定を定めるものとは考えていません。また、業を行うものは、動物の疾病等に関する知識を得るよう法令で定められています。 B
持ち込んだ飼い主が自己繁殖を繰り返している場合、また、不妊手術などの処置を講じていない場合、強制的に処置をするようにしてください。費用の工面ができない人には行政が援助したり、獣医が協力する体制を作ってください。手術をしないこのような人達のために善意の方たちがどれほど苦労されているか理解していただけたらと思います。	本推進計画では、義務などを規定するものではないため強制的な措置を記載することはできません。 D
動物を捨てることは犯罪であることを広くアピールして下さい。実際に捨てたことが分かった場合は、警察などのそれなりの機関から厳重注意を与えるべきだと思います。	動物愛護法の趣旨や規定については、今後も普及啓発を進めて参ります。なお、遺棄を疑う事例については警察と連携を図るよう努めております。 B

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
供給過剰により、不幸な動物が増えている現状を踏まえ、繁殖数は制限すべきである。 乱繁殖は虐待にあたるとし、繁殖を行う個体の年齢を制限し、繁殖は年に一度などとする条件をつけるべき。繁殖のできる年齢を超えたものについては、家庭動物として譲渡するよう指導すべきである。	みだりな繁殖防止の推進については、本推進計画でも記載しています。なお、本推進計画では、法の規定を超えた制限などを規定することはできません。 B
顧客説明の内容は、消費者に良くわかるよう、ペットショップ、その他販売店内にポスターを貼るなどして周知を徹底してください。 顧客説明は文書で行わなければならないことを、明文化してください。 一般消費者に対する説明内容は、以下の通りです。 動物の種類、性成熟期時の標準体重及び標準体長、平均寿命、飼養施設の構造及び規模、給餌給水方法、運動及び休息方法、主な感染症の予防方法、不妊去勢の方法及び費用その他、遺棄の禁止、罰則の説明、性別、生年月日、不妊去勢措置の実施状況、生産地の生産情報、生産者情報、個体の病歴及びワクチンの接種状況、遺伝性疾患の発生状況（環境省令？） また、動物購入時に、動物の遺棄虐待は犯罪であり、50万円以下の罰金が科せられることを周知してください。	顧客説明は文書を手交して行うことと、その写しに購入者の署名を受け、事業者が保管することは、法令で義務付けられており、ご意見にある説明内容は、環境省令において、動物取扱業者に義務として課されているものですから、これを点検することを明記した本推進計画の記載で担保できるものと考えます。 また、一般に市販されている「動物販売業のための顧客説明マニュアル」において例示された説明文書や全国ペット小売業協会が配布している説明文書には、遺棄や虐待が犯罪であることが記載されています。 B
引取り申請時には動物病院で、飼い主自ら安楽死を獣医師に委任する　と言う選択肢もあることを提示してください。 是非、自分の意思で手放すことの責任を最後まで感じることのできるよう、指導をお願いします。 今後、できることなら動物を飼うことの無いよう、勧めてください。 また、現在引取り手数料を徴収している市町村は値上げを、していない市町村は、引取りの有料化をご検討ください。	引取り申請時には、申請者と面談し終生飼養や自ら新たな飼い主を探す努力を行うことなどを説得しており、その際にケースバイケースではありますが、現在も動物病院での安楽殺を教示することや、以後、動物を飼養することは控えるよう指導することもあります。 なお、具体的な業務の内容については、それぞれの実施主体が対応するものです。 また、手数料は、その必要性を自治体が判断し、実費算定に基づき設定されるものですから、徴収や値上げを本推進計画で示すことはできません。 C
「みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進指導を行います。」について、何をもって、「みだり」とするのか不明です。 逆に、繁殖をする場合の最低限の規定を設けたほうが現実的ではないでしょうか。 例えば繁殖する時は血統書発行団体からの個体識別のための書類と個体の写真、獣医師からの健康診断書、譲渡または売買する場合の誓約書等を、自治体へ提出させるなどです。 また、猫の不妊手術への助成金制度の導入をご検討ください。財源は、引取り手数料からです。	「みだり」とは、法の条文から引用した語句です。 法の解釈として、「みだり」は「正当な理由なく」と同義であるとされており、「正当な」とは、「社会通念や常識に鑑みて大多数の人が納得し得るという程」とされています。 よって、何かをもって「みだり」だと限定されるものではありません。また、本推進計画では、義務や制限を規定するようなことはできません。 D
「猫の室内飼養推進を啓発します。」について、どのように推進を啓発していくのか、具体的な方法を提示してください。	個別の実施方法については、各実施主体が具体化するものですので、本推進計画では記載していません。 D
飼養者が保護収容施設に動物の引取りを求め、新たな飼主への譲渡が難しいと判断されるような場合、飼養者自らが動物病院に連れて行き、安楽死の処置を行う等の提案を検討すべき。	事業者から引取りを求められた場合は、そのように対応しているところですが、一般市民から引取りを求められた場合、法の規定上、難しい面があると思われます。また、引取った動物の殺処分を、動物病院が全て受け入れることは困難です。 C
繁殖をもっと規制して欲しい。	本計画で新たな規制を行えるものではありません。 D
動物を虐待したり放棄した人達がまた動物を飼うことがないようにマイクロチップの装着や虐待したり放棄の調査を徹底して下さい。ペットショップでの繁殖や管理についても立入調査や指導を徹底して下さい。	動物の虐待や遺棄は犯罪行為ですので、警察の捜査に支障のない範囲で行政としても調査、指導を行っており、ペットショップについても法に基づく立入調査等を実施しているところです。 また、マイクロチップの装着については、遺棄の防止にも効果があると考えており、一層の装着率向上に努めて参ります。 B
動物の避妊･去勢を怠って繁殖させ、持ち込む側として譲渡会を度々利用している飼い主には、ペナルティーを科す。	譲渡会は、それを当てにして去勢避妊を怠る者がいることなどから、道としては積極的な開催は行っていません。なお、本計画は、義務や制限を規程できるものではありませんのでご理解下さい。 D
飼育を放棄する人は、その人自身に殺処分施設に行かせるべき。自分がした事の責任をきちんと取らせるべきだと考える。	本推進計画では、新たな義務等を規定することはできません。 C

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
動物による危害や迷惑問題の防止	
飼い方指導の中には、しつけ教室、動物行動学セミナーの開催など、飼育者が学べる場を提供してください。 動物に関する相談を専門に受け付ける　動物110番窓口の設置と周知をご検討ください。 動物愛護推進員の活動の機会を広げてください。	個別の具体的事業内容については本推進計画で記載するものではなく、各実施主体が検討するものです。 なお北海道では、動物愛護推進員が受けた犬猫の飼養相談に対して、専門家から意見を聞くことのできる相談窓口を設ける予定です。 D
「動物取扱業者の運営状況を点検し、…」の記載について、「運営状況」「点検」「指導」について詳しく計画に載せてほしい。	関係法令等について、資料として添付することとします。 A
「動物愛護法、北海道動物愛護条例…」の記載について、普及啓発と遵守指導をどのように図っていくか具体的に計画を載せてほしい。	具体的な実施方法については、それぞれの実施主体が策定することとなります。 D
「飼い方指導を行うとともに、…」の記載について、誰が指導を行うのか、予算は出るのか、動物愛護推進員はこれから増える予定なのか、愛護推進員の指導計画は十分か、もう少し詰めて載せてほしい。	具体的な実施方法については、それぞれの実施主体が策定することとなります。 D
所有者明示(個体識別)措置の推進	
迷子となった犬・猫を迅速に識別し、飼い主に返還するための識別方法としてのマイクロチップ装着はやぶさかではないが、下記条件下にて行うべきとする。 ・マイクロチップの固体への絶対的な安全性の証明 ・特定業者との癒着を防ぎ、第三者機関立会いのもとに、どのメーカーのマイクロチップが最も安全性があるかの検証を明らかにする ・交通事故等による破損、腫瘍などの病気併発の可能性を飼い主に説明し、装着するか否かのメリット・デメリットを明示して選択させる ・マイクロチップ未装着の犬・猫に対する行政側の差別待遇は行わない。命の尊厳と言う意味では、何等差別が無いので、装着・未装着による動物への差別待遇の基準としてはならない。	マイクロチップの安全性の検証は、動物用医療用具として承認する機関が行うものであり、装着に対しての事前説明は、施術獣医師により行われるものですから、本推進計画で規定するものではありません。 また、マイクロチップ装着の有無で動物の取扱いが変わるものではありません。 D
「飼い主に返還されたものは、20%程度」とあるが、目標では、10.2%となっており、誤りではないか。	本文中の20%程度とは、平成18年度に北海道が飼い主不明として収容した犬猫に対する返還率を示したもので、目標で示した10.2%は、全道で収容された犬猫（飼い主から引取ったものも含む）に対する返還率ですから、数値は誤りではありませんが、混乱を生じているようですので、本文についても目標で示した値に統一することとします。 A
「そこで迷子となった犬、猫が、～脱落することのないマイクロチップの装着義務化に向け取り組んでいきます。」に修正してください。	本計画は、新たな義務を課すことを目的としたものではありません。 D
獣医師にも患者にマイクロチップの装着を勧めるよう指導してください。	マイクロチップの普及促進については、獣医師会とも連携しながら行っております。 B
札幌市が先駆けてマイクロチップの義務化を強く勧めるべき。	本推進計画は、新たな義務を課すことを目的としていません。 D
マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。	マイクロチップについては、その有効性と安全性を証明する多くの報告がある一方、他の所有者明示措置方法と比較して劣るという根拠に乏しいことを考慮し、客観的判断として推進すべきと考えてます。また、環境省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」においても、推奨されているものです。 D
狂犬病の注射票は毎年番号が変わるので大きさ等の検討をお願いしたいです	狂犬病予防注射済票の様式は、各市町村の狂犬病予防担当部局が検討するものですので本推進計画では記載していません。 C
狂犬病の集団接種などで鑑札を渡す際には、ただ渡すだけでなく、首輪につけることをその場で強制してつけるのを確認してください（迷子札がついている場合は除く）	鑑札の交付方法については、各市町村の狂犬病予防対策部局がそれぞれの判断により対応するものとなりますので、本推進計画の中では記載していません。 C

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
病院にかかった際、犬猫共、迷子札などがついていない場合はつけるように注意していただけるよう獣医の方たちの協力を求めてください。これだけでも返還率が違がってくるではないかと思います。犬を飼っていれば、一度は獣医にかかるはずです。その時に獣医の方たちが殺処分0を目指して尽力していただければかなり状況は違うのではないでしょうか。 ブリーダーなど関連業界にも同じように、飼い主に注意喚起を促すようにするべきです。	マイクロチップの普及については、獣医師会とも連携しながら進めて参ります。 C
町内会などの回覧板を活用して注意喚起を促してください。又、町内会単位で迷子札などをつけることを指導すればかなり改善されるのではないでしょうか。	道では、回覧板などに掲載できるよう各市町村に広報資料を配布しており、掲載については各市町村の判断となりますので、本推進計画では記載していません。 C
動物購入時のマイクロチップの導入には賛成ですが、日本では費用が高いのではないでしょうか。マイクロチップ導入よりも不妊去勢手術の促進を先に行うべきだと思います。マイクとチップ導入促進は利益を得ることにその目的があるように思われます。本当に殺処分数を減らしたいと思うなら、ビジネス感覚でなく、低価格で導入できるよう各機関に協力をしていただきたいと思います。	マイクロチップの普及とともに、不妊去勢措置の実施についても推進することとしております。 B
所有者明示に係る義務的措置の徹底に関連して、その動物が出生時の所有者（個人・業者）からその後の所有者全部を網羅する明示形式にする。（マイクロチップの場合もその他による場合も同様に）	所有者明示の義務的措置については、その義務を課す理由として、逸走した場合に管理者責任を明確化するためと、狂犬病発生時における登録、予防注射が行われている犬の明確化が目的とされているものですから、履歴を記載する必要性は含まれておらず、本推進計画では、新たな義務を規定することはできませんから困難です。また、動物に、動物の履歴全てを明示した措置を施すことは、物理的にも不可能です。 D
鑑札・注射済票の見直しを願います。	鑑札、注射済票は、各市町村の狂犬病予防部局がそれぞれの判断により狂犬病予防法の規定に従って作成するものですので、本推進計画では記載しませんが、所有者明示を推進する観点から、装着しやすい様式の作成については、協力していきたいと考えています。 C
鑑札や注射済み票の装着の指導以前に、狂犬病予防注射の接種率を90% 以上に引き上げほぼ全ての飼い犬が自治体に登録され、個体管理ができるようにするべきです。 鑑札を持っている犬が、半数以下なのがまず問題です。獣医師会と連携し、来院する動物の登録の確認を徹底させてください。 同時に、狂犬病予防接種の有効年数を科学的に研究、証明した上で接種間隔の引き伸ばしを検討し、犬の健康に最大限留意した独自の条例を策定すべきです。 犬の鑑札は、軽量化、素材・形状の安全性、デザイン性を重視した案を道内から公募しマイクロチップIDも記載することにより、必然的に装着率は上がります。現状のデザインでは、全く犬のことを考えておりません。1㌔の小型犬から100㌔の大型犬が同じ大きさの鑑札でよいわけがありません。 将来的にはチップとの相互作用で住民台帳のような完璧な個体管理を期待します。	犬の登録や予防注射の実施に関する事項は、本推進計画で記載するものとは考えていません。また、本推進計画が条例の制定を目的とすることはできません。 なお、鑑札の様式については、各市町村の狂犬病予防対策部局が検討するものですが、装着しやすい様式等を検討するにあたっては、所有者明示推進の観点から協力していく考えです。 C
できればマイクロチップと共に、迷子札もつけて欲しい。おしゃれな鑑札を作って欲しい。	迷子札は、マイクロチップの効果を補完するものとして有効ですが、脱落することなどから、マイクロチップを基本とした推進を図ることとしております。なお、鑑札については狂犬病予防法に基づき市町村が独自で様式を策定するものですから、本計画では記載しませんが、所有者明示推進の観点から、より装着しやすい様式の検討に際しては、協力していく考えです。 C
マイクロチップの普及についてもっと積極的に取り組むべきと思います。 収容された譲渡動物に関して、譲渡の際にマイクロチップを埋め込むなどの措置をしても良いのではないでしょうか？ またボランティアで動物の譲渡を進めてる、個人・団体に関しても同様の措置をとるように、指導すべきと考えます。	マイクロチップは、飼い主の責任により措置するべきものと考えており、現在のところ、譲渡に際して事前の埋込みは考えておりません。 C

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
動物の出荷時にマイクロチップ挿入済みであることを繁殖業者に義務付けて欲しい。	本推進計画で新たな義務を規定できるものではありません。 D
鑑札の代わりとなるマイクロチップの装着を新登録する犬や猫にも義務付ける。	本推進計画で新たな義務を規定できるものではありません。また鑑札は狂犬病予防法で規定されているものですので、本計画でマイクロチップが代用となることを定義付けることもできま D
今の鑑札は安物で直ぐ取れてしまう。首輪が製造時に装着する場所をつけなければ売れないようにすれば便利。マイクロチップの普及は、良いこと。仔犬期に義務としてチップを入れるのが良い。	本推進計画において、新たな義務を規定できるものではありません。なお、鑑札の様式については、市町村の狂犬病対策部局が定めるものですので、本推進計画では記載していません。 C
動物取扱業の適正化	
悪質な業者が後を絶たない。巡回検査をまめにして、取締を強化し、悪い業者は登録取り消しにしてください。	ブリーダーを含めた動物取扱業者の監視等については、今後も適切に対応してまいります。また、違法事業者については、厳正に対応していくこととしております。 B
方策に対する手段として、指導が挙げられているが、関係機関と連携の上、「罰則の適用を視野に入れる」とすべき	行政措置として、改善を指導することが原則となるため、本推進計画では「指導」としています。なお、指導に従わず違法行為が継続されるような事例については、警察とも連携して対応しているところです。 C
「動物を取扱う事業の規制」方策の手段として「基準に適合した動物取扱業者を登録します」では不十分と考えます。	本推進計画は、新たな規制を課すものではなく、法令の規定を超えた措置を記載することはできません。 D
ペットショップ、ブリーダーを禁止し、動物たちの権利を守っていくための法律を定めていただくことを訴えます。	本推進計画は、法律の制定を目的としたものではありません。 D
ペットショップでの犬猫販売禁止化	本推進計画は、新たな義務や制限を課すものではありません。 D
動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の登録を必要とする。 繁殖を行う個体は猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳までとし、年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待と看做す事とし取り扱い業剥奪し、刑罰を与える。 繁殖が出来なくなった動物は家庭動物として、適切な飼養で終生飼育を行う事。 愛護センターでは、動物取り扱い業者からの引き取りは、一般市民の引き取りの金額よりも多額に設定する事。 愛護センター等の行政の引き取り時には、すべて有料制にする事。引き取り時の身元確認、飼育指導、適正を徹底させるべき。	本推進計画は、義務や制限を規定するものではありません。また、法の解釈をするものでもありません。 D
動物取扱業者等からの研究施設等への実験動物供与禁止。	本推進計画は、義務や制限を規定するものではありません。 D
基本的にネットオークションなどでの生体取引は禁止すべき	本推進計画は、義務や制限を規定するものではありません。 D
ペットショップにおいての犬猫販売禁止化	本推進計画は、義務や制限を規定するものではありません。 D
繁殖業は試験制にし、繁殖場を公開するようにする。	本計画で、動物取扱業についての新たな基準を設けることはできません。 D
ペットショップの生体展示の販売をなくし、予約販売にする。	本計画で、動物取扱業についての新たな規制を設けることはできません。 D
ペットショップの生体取り扱いについての、飼育報告、販売後の転売報告制度の導入。	本計画で、動物取扱業についての新たな基準を設定するなどはできません。 D
家庭犬で繁殖した人も動物取扱業の登録する義務を課せ登録されているひとの犬しか店頭販売では扱ってはいけないなどの規制を設けてほしい。 繁殖しているひとは業者として動物取扱業の登録をしている人だけではありません。 いわゆる素人が自家の家庭犬で繁殖し最近では業者がそれを販売しています。	家庭犬であっても、業として繁殖を行っている者は登録の義務があります。また、ペットショップ等では仕入れ元の記録を保管する義務があるため、無登録の繁殖業者から仕入れることはできないシステムとなっています。これらの遵守については、業者への監視時に記録の確認などを徹底していくこととしております。 B

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
動物取扱業者は、買う側にきちんとした情報公開する義務を課してほしい。繁殖者も教えられない。親犬も見れない。生年月日すら掲示しないなどがある。純血種は親犬の血統書も公開すべき。	本推進計画では、義務を課すことはできません。なお、顧客に対して法令で規定された情報の提供が行われていない事例があれば、適切に改善されるよう対応してまいります。 D
動物取扱業者はもちろん、特に繁殖業を営む者を中心に、その事業所や飼養施設を監視し、抜き打ちで立ち入り検査を行っていただきたいです。 立ち入り検査は常に獣医師も同行させ、獣医学的な意見も重視すべきです。 動物の体調の検査だけではなく、精神面や施設の環境面でも繁殖業として適しているか検査していくべきだと思います。	動物取扱業者の事業所監視に当たっては、原則として事前連絡なしで行うこととしています。また、道では監視業務は獣医師が行っています。 B
定期的な事前連絡なしの立ち入り検査を実施し、悪質劣悪なものに対しては登録を抹消し、他の地域でも営業を再開できないようデータなどを他の地域とも共有する。 動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の登録を必要とする。	事業所の立入検査については、原則として事前連絡なしで行うこととしており、指導に応じて改善されない場合などは、登録取り消しを含めた行政処分を取ることが法で定められています。 また、動物の売買は、業とみなせる場合は個人であっても登録が必要です。 B
「動物取扱業者の事業所、飼養施設を監視し、必要に応じて指導等を行います。」の記載について「動物取扱業者の事業所、飼養施設を定期的に監視し、必要に応じて指導等を行い、改善が見られない場合は登録を取り消します。」に変更を求めます。	登録の取消しは、違法状態の改善指導に従わない場合などに、法に規定された行政処分ですので、本推進計画であらためて記載する必要はないと考えています。 D
動物取扱業者の基準が一般に知られておりませんので、動物取扱業者の店舗内など消費者の目の届くところに基準を明示するよう指導してください。一般消費者、社会全体で監視の目を向けることが大切です。 また、以前環境省で検討されていた、「生後8週以内の幼齢の動物の販売禁止」を動物取り扱い業の基準に盛り込んでください。	事業者による基準の明示を指導することは、その根拠を欠くことからできません。また、本推進計画は、新たな基準を定めるものではありません。なお、動物取扱業の基準の一般への周知については、環境省がわかりやすいリーフレットを作成しており、北海道地方環境事務所などで配布されているほかホームページでも掲載されています。なお、道でも支庁の環境生活課で配付しております。 D
動物取扱業者、特に繁殖業を営む者を中心に、その事業所、飼養施設を監視し抜き打ちで立ち入り検査を行ってください。 その際、地域の動物愛護推進員、民間獣医師も同行させ、客観的な意見を求め、獣医学的な調査もすべきです。 飼育環境や動物の身体検査だけではなく、精神面でも異常が無いか検証すべきです。	事業所の立入検査は、原則として通告なしで行うこととしています。なお、立入検査を行うことのできる者は法律で制限されていますので、推進員や民間の獣医師が同行することはできません。なお、道では、法に基づく事業所の立入検査を行う職員は、獣医師としています。 D
全体的に内容を増やし、詳しい計画を載せてほしいです。 ・「…認識が低下しているように見受けられる事例があります。」にの記載については、この事例を2，3例希望します。	計画の実践に関する詳細な内容は、各実施主体が独自で判断するものですから、本計画では記載しておりません。なお、動物取扱業者における不適切な動物の取り扱いに関する事例を紹介することについては、特定の事例に着目したり、主観的な判断が生じることを避けるため、掲載は行わないこととしました。 D
「基準に適合した動物取扱業者…」の基準を、道と札幌の公平な担当者により徹底して高レベルに保って欲しい。	動物取扱業者の基準遵守について、動物愛護担当職員による監視指導を進めて参ります。 B
手段「動物取扱業者の事務所、飼養施設を監視し、必要に応じて指導等を行います」→ 「指導等を行い、愛護の精神に沿った、一般の飼い主の見本となるようにする。」に変更を希望します。	監視、指導は、法に基づき行われるものですので、法令の規定に即した内容での指導となるため、事業者が「一般の飼い主の見本となるようにする」とは記載はできません。 D
動物取扱業者の「届出制」を、「資格制」、「許可制」などに変え、適正な業者がお互いに愛護の精神に立ってよい意味で競争しあえるよう、10年の中で徹底的に存在意義を変えていって欲しい。	動物取扱業の規制は、法に基づく「登録制」となっており、要件に適合する資格又は経験を有する責任者の設置が義務付けられています。なお、業者が相互に良い方向で競争することを目指して、業界団体の育成が重要であると記載しているところです。 B

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
ショップなどでの生体販売は、法改正後の今でも販売する動物の月齢の幼さ・健康状態の悪さなど、目に余る状態です。 現在の動物取扱業の実施方法にもっと明確なラインを設け適合しない・適合に向け改善の様子がみられない業者の登録の見送り、又は解除をお願いします。	本計画で、動物取扱業についての新たな基準を設定するなどはできません。基準に適合しない動物取扱業者に対する措置については、適切に行政措置を講じて参ります。 D
「動物取扱業の監視の強化」、「動物取扱業者への指導事項の拡大」、「法令を遵守しない事業者に対して指導を行い、指導により改善が見られない場合の措置としての勧告、命令などの行政処分を含め厳正に対応」を追加すべき。 生年月日とともに、ブリーダー等繁殖業者から出荷された日も表示するよう指導することを追加すべき。	法に基づく監視指導等については、計画の中で動物取扱業者の基準遵守を図る手段として記載されています。なお、法令で定めのない基準を本計画が規定するものではありません。 B
動物繁殖業者と動物販売業者の登録者名を公表すべきである。また、その部分について、法律の整備が必要。	本推進計画は、法の整備を目的としたものではありません。 D
動物販売業者が犬や猫を安易に売りすぎている。そして、犬や猫を安く売りすぎているのでもう少し値段を全体的に上げる必要があるのではないか。あと説明を聞いて、確認のための契約書等の署名が必要ではないだろうか。販売業者への説明の仕方などのマニュアル、研修制度なども必要ではないか。	動物の販売価格については、本計画が記載すべき内容ではありません。また、説明を受けた際の購入者の署名は、法により義務が課されています。 販売業者への説明用マニュアルについても、環境省から配付されており、研修については、事業所の動物取扱責任者が年1回以上受講することが義務付けられています。 B
動物販売業者の監視を強化し、何か問題が起きたときには厳しく法律で罰する。悪質業者は登録免許を剥奪し、向こう5年間は、他の都道府県においても営業できないように自治体同士が協力する。生後9週間以内の犬猫の販売禁止をする。飼育が難しい闘犬などの種類の犬は、販売方法を考える。また、動物取扱優良店には優良マークを贈呈する。	動物販売業者の監視については、今般の法改正で登録制となったことを踏まえ適切に対応して参ります。なお、登録抹消となった事業者は法により欠格期間が2年間と規定されておりそれを超える規定を本計画で定めることはできません。また、販売動物の制限などを課すことも本計画では規定することはできません。動物取扱優良店に対する優良マークの贈呈については、業界団体の育成に併せた方策として、今後、施策の参考とさせていただきます。 C
実験動物の適正な取扱いの推進	
動物実験について、3Rの普及のみでなく、実験そのものが本当に必要であるのか否かの、研究施設の報告を要請すべき。 研究の秘匿性をもって公開しない研究所を発表し、どのような動物を実験動物として何等、どれだけの期間保有し、実験後どうなっているかの内容報告の義務付けを要求すること。 また、北海道庁は、保護センターに飼い主から引き取った動物を、更なる苦痛を味あわせない為に、実験施設への譲渡を行っていないとしているが、飼い主不在の動物に対しても同様の措置をすべき。 マイクロチップ関連にても述べたが、飼い主持込、もしくは不在によって、保護された動物を差別すべきではない。	本推進計画では、義務や制限を規定するものではありません。また「飼い主から引き取った動物」に限定し、実験施設への譲渡を行っていないという内容の記載はありません。 D
動物実験は最先端研究のみならず、私達の普段使う日用品においてすべてに関わっていることですので、各企業において動物実験の実態調査を徹底し、各企業から委託を受けて動物実験を行っている業者の実態調査徹底を提案します。	動物実験施設については、特定動物を飼養している等を除き、飼養施設の実態調査を実施する権限がないことから、困難です。 D
動物実験の廃止・禁止を法律で定める	本推進計画は、法律の制定を目的としたものではありません。 D
実験施設・実験動物生産施設の届出制を設ける。	本計画は、新たな義務や制度を規定できるものではありません。 D
動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。	本推進計画では、義務や制限を規定することはできません。 D
実験動物の適正な取扱いの推進に関連して、開発の際に動物実験を行った製品、行っていない製品の区別がつき、消費者が購入する際に動物愛護の観点からも選択可能にする（マークや文章表示などの方法。）	商品購入にあたっての選択情報については、本推進計画が記載するものではありません。 D
動物実験はどうしても必要なときのみに制限し、マウスなどの動物の犠牲を最低限のレベルにすべき。	計画の中で普及に取り組むこととしている3Rの原則として、ご指摘の思想は反映されていると考えます。 B

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
動物実験は先進国は見直しの時代、代替実験の時代に入っている。収容施設の公開、厳しい定期チェックは絶対必要。	代替実験の推進などは、「3Rの原則」の趣旨に含まれるもので、この普及啓発に努めて行きたいと考えております。な、収容施設の公開、定期点検は、実施するための法的な根拠がないため、本推進計画では記載することはできません。 D
「3Rの原則」を普及する施策について、具体的な手段を示すべき。	普及啓発の具体的な施策内容については、各自治体が対応するものですので、本推進計画では記載していません。 D

産業動物の適正な取扱いの推進

6)産業動物の適正な取扱いの推進について、「産業動物の飼養及び保管に関する基準を周知徹底します。」を追加すべき。	畜産農家への動物愛護意識の普及啓発を進める内容をわかりやすくするための例として、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を明示することとします。 A
牛は、切られた後生きたまま解体されている。一思いに殺した後、何故死ぬまで解体を待てないのか。	そのような事実は確認できません。 D
牛乳製造工場と化した乳牛の扱いは酷い。その他鶏のくちばしを焼き切るなど食用といっても相手は命あるもの。農家、酪農家への巡回実態把握もまめに行って欲しい。	農家、酪農家への巡回指導は、畜産指導機関が実施しているところですが、不適切な動物の取扱いがあれば、動物愛護部局と連携した対応を行うこととなります。 D

普及啓発に関する事項

普及啓発

愛護センターで引取った動物たちの抑留期限は、殺処分数を減らすためにも、最低4週間にすること。	北海道では、専用の保護収容施設を有するのは札幌市のみであり、その他の機関では手狭なため収容期間を最低4週間以上とすることは困難です。 D
犬の場合は、多くのセンターで生体を確認できるが猫は確認できないところが多いので、犬同様に保護主が探しやすいようなシステムにすること	北海道では、専用の保護収容施設を有するのは札幌市のみであり、その他の機関では手狭なため収容期間を最低4週間以上とすることは困難です。また、保護主が探す際に猫の生体を確認できないという状況はありません。 D
札幌市の管理センターや、各保健所のHPに、迷子犬だけでなく、飼い主からの放棄犬の写真を公開する。	新しい飼い主探しに関する具体的内容については、各事業実施主体が検討するものですので、本推進計画では事業の詳細まで記載しておりません。 C
子犬子猫だけではなく、センターに収容されている問題のない全ての成犬、成猫も譲渡の対象にして欲しい。連れて来られないのなら、ポスターを作り、公開して欲しい。	譲渡に不適と判断されるような場合を除き、すべての犬猫が譲渡の対象となっています。なお、事業の詳細な内容は本推進計画では記載しません。 B
飼養者に対する普及啓発の機会を広げるため、行政発行の広報誌等に不妊去勢の必要性、動物愛護管理法44条を記載したり、ペットショップ、動物病院にポスターやパンフレットを設置する。また、不妊去勢ポスターについては動物愛護週間のイベントとして一般から公募するなどの方法も提案します。	具体的な施策の実施内容は、各実施主体が定めるものですから本推進計画では記載しません。 C
虐待を未然に防止するため、各交番に「動物虐待は凶悪犯罪への第一歩」というような、虐待と思われる行為を目にしたら通報を促すようなポスターを貼ったり、捨て猫・捨て犬の多い地域に「遺棄は犯罪である」というような注意喚起を促す掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫することを提案します。	具体的な施策の実施内容は、各実施主体が定めるものですから本推進計画では記載しません。 C
2日間公示を最低、3週間以上公示を求めます。	公示期間は、収容期間に関わるものですから、各保護収容機関の能力等に応じて対応しており、現状として3週間以上の公示は困難です。 D
動物愛護に対する道民の意識レベルを向上させるべき施策をする。	各種啓発事業の推進により、道民の意識レベル向上に努めていきます。 B
愛護センターで引き取ったり、捕獲した動物たちの抑留期限を最低4週間とする。また、譲渡の可能性がとても高い個体については無期限としてください。	収容動物の収容期間については、各収容施設の収容能力や動物の状態などに応じた対応となるため、画一的な対応は困難です。なお、道立保健所では譲渡の可能性が高いとみられる犬猫は、相当の期間収容を継続していますが、一生涯収容し続けることは困難です。 D

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
「動物愛護推進員の委嘱と活動の支援を進めます」は、どのように推進員を増やすか、支援とはどのようなものかを具体的に書いてほしい。	具体的な事業の内容については、各実施機関がさだめるものですから、本推進計画では記載しません。 D
愛護センターでの譲渡をする場合、動物の習性や食費は無論、疾患、ワクチン等での治療費等金銭的な負担の説明を記載した譲渡マニュアルを製作し、飼養希望者は動物の飼育が適切にできる事を環境、健康面、経済面、年齢等を考慮し審査され、飼養前の講習、徹底した説明、指導を受けた後での譲渡とする事 。 譲渡される動物は不妊手術が不可能な幼齢の場合や疾患等で獣医師等の診断により止むを得ないと判断された以外は不妊処置を行う事を義務化とする。 譲渡後も追跡調査を行い、不妊処置の確認と飼育環境の確認は必須事項とし、不妊手術実施率によっては、不妊手術適応年齢を早める事も検討に入れる。 また、譲受人、その他動物の飼養者からの飼育に関する相談を受け、必要時は愛護推進委員やボランティアの紹介等する事。 一般家庭での里親募集に関しても相談を受け付け、マニュアルに沿った譲渡を指導すること。	北海道では「新しい飼い主探しネットワーク事業」に登録する際、家族の同意や経済的負担などの理解等を図ることとしており、譲渡する際は、(社)日本動物保護管理協会が作成した「動物適正飼養教本」を用いた、飼養指導を行った上で、地域の模範的な飼い主となっていただくようお願いし、譲渡することとしています。また、譲渡後もフォローアップ調査を行うこととしております。また、飼養相談、譲渡しや譲受けするにあたっての相談なども支庁環境生活課で受け付けており、動物愛護推進員による相談対応等も行っています。 なお、本計画は、義務を課すことを目的とすることはできません。 B
譲渡の決まった猫や犬は必ず不妊去勢手術を施すか、手術を確約させ、追跡調査してください(一般的は保護団体はやっています)	道の新しい飼い主探しネットワーク事業では、誓約書の提出を求めています。また、本事業で譲渡した飼い主に対し、フォローアップ調査を実施しています。 B
学校における普及啓発の推進は、「学校における普及啓発の推進→学校飼育動物の適正飼養相談などに協力します。」のみにとどまらず以下を推進していただきたい。 ＊児童生徒またPTAが、専門家や動物愛護推進員による動物愛護についての講演等を聴く機会の提供(情報提供と予算確保)。 ＊見学旅行修学旅行、校外学習またPTA研修等を利用しての保健所や動物管理センターなどの見学、専門家から話を聞く機会を積極的に提供推進する。	学校における普及啓発の推進については、主体者が学校となることから、ここでは事例として学校飼育動物の適正飼養相談をあげ、「などに協力する」としているところです。 D
ホームページからの情報提供は、収容犬と放棄犬(猫)の両方の情報を掲載すること。	ホームページへの掲載内容の詳細については、収容機関ごとで対応するものと考えますので、本推進計画では記載していません。 C
「地域における普及啓発の推進」の方策の(手段)のひとつに、「地域のボランティア、愛護団体等の民間有志と互いに理解を深め情報交換をしながら連携していく基盤を作ります。」を挿入してください。	ご提案の内容については、その趣旨を採り入れることとしました。 A
札幌のニャンコ先生の事件があり、現在問題になっている弟子屈、標茶の100頭以上の犬の飼い主がいる北海道では「個人的な主義・主張に偏向した動物愛護活動を行うものがいる」という文章が入るのは必要なことと思います。大賛成です。	動物愛護が皆さんに受け入れられるためには、広い視野に立って取り組んでいく必要がある考えております。 B
「関係機関、団体が協力し、地域ぐるみで動物愛護週間行事を開催します」の記載について、どうしたら一般の道民を巻き込んで楽しく意義ある行事にするには、道の動物愛護担当者への動機付け、やる気の起きる配慮が必要に感じます。もう少し具体的な内容を希望します。	行事の具体的な内容については、各実施主体が計画し、開催するものと考えておりますので本計画では、掲載しておりません。 D
「学校飼育動物の適性飼養相談などに…」の記載について、主語を入れてほしい。愛護推進員がその役割を担うのか…？ それは全て奉仕活動として、責任を持って全うできる仕事なのだろうか。	本計画では、実施主体が示す機関において対応することとなるため、原則として実施者を限定するような表現を行っておりません。 E
「広報媒体などへの記事掲載や…」の記載について、広報媒体とは具体的に何か。イベントとは主にどんなものか。具体的に示して欲しい。	いわゆるマスコミや行政の広報誌を指しますが、これらについて、具体的なものを示さないのは、具体化することで、意識が限定されることのないように考えたものです。 D

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
「保護、収容した犬、猫の、…」の記載について、まず、頭数を正確に把握し、登録番号と画像を保存しておく。頭数については、「保護された迷子」、「飼い主の飼育放棄」、「迷子で飼い主が現れず、新しい飼い主探しネットワークに移行できた子」、「迷子出身だが、警戒心が強い等の理由で、新しい飼い主探しネットワークの条件から外れ、致死処分となる子」、「離乳しておらず、世話ができない為放置され、死に至る子猫」「飼育放棄されたが、ネットワークで譲渡された子」、「迷子だったが、ネットワークから譲渡された子」などの区別をして、それぞれの頭数を正確に記録し、正しい統計が取れるように徹底する。	事業の個別具体的な内容については、本計画に掲載するものではありませんが、道が事業を行うにあたっての参考とさせていただきます。 D
動物の保護収容施設において、動物の飼い主への返還及び新しい飼い主探しを積極的に推進するため、各市町村のホームページに保護収容された犬や猫（飼い主からの引取りを含む）の写真等を掲載し、「新しい飼い主探しネットワーク事業」をより積極的に広報すべき。	事務の具体的な内容については、各自治体が定めることとなりますので本計画で記載しておりません。 C
まず、収容動物の預かり期間を長くする。さらに、その収容動物を広報誌に載せたり、役所のロビーなどにポスターを貼ったりして、多くの人の目にふれるようにし、新たな出会いを求め、里親希望の連絡があった方に譲渡する方法と従来の里親登録する方法とを併用する。	収容動物の収容期間については、各収容施設の収容能力や動物の状態などに応じた対応となるため、画一的な対応は困難です。また、広報誌への掲載はリアルタイムな情報とならないため、難しいと考えます。北海道（現在のところ一部の支庁・保健所）や札幌市では、ホームページの活用などにより、新しい飼い主探しも行っており、今後もこれらの充実を図って参ります。 D
里親譲渡会を、飼い主持込の子犬・子猫に限定せずに、収容期限を過ぎた犬や猫、飼い主持ち込みにより施設に放棄された成犬、成猫についても、もう一度生きるチャンスを与える。	譲渡会の開催については、各自治体や収容機関、団体等で独自に開催しているところですが、その方法については各主催者が判断するべきものですので、本推進計画では行事の詳細について記載はしません。 D
里親譲渡会を通年で開催する。	譲渡会の開催については、各自治体や収容機関、団体等で独自に開催しているところですが、道としては譲渡会を意識して無秩序繁殖を繰り返す実態があったことなどから、現在積極的な開催は行っていないため、本推進計画では掲載しません。 D
学校における普及啓発の推進では、学校に出向き、命の大切さを子供たちに話したり、愛護に関するパネル展やビデオ上映など行う。札幌動物管理センターの、ホームページに猫や飼い主による放棄犬を載せて、里親を募る。	具体的な実施計画については、それぞれの自治体が策定することとなりますが、動物愛護推進員の活動として、学校での講演などが期待されています。 B
学校での社会科見学の授業の一環として、保健所や愛護センターを訪問し、現場の実情を知ってほしい。	社会科見学の訪問先については、各学校の判断によるものですので、本推進計画での記載は困難です。 D
幼稚園～高校と動物の愛護に対する話や、実際に管理センターへ行って世話をするとか小さな頃からの教えがとても大切ではないか。	現在センターが設置されているのは札幌市のみですが、学校単位での受入れは困難と思われます。道の動物愛護センター設置構想の中には、児童、生徒への教育活動の場として活用できることを想定しているところです。 C
保護収容施設における飼養放棄された犬猫の扱い方について、その数や理由を具体的に公表し、積極的に譲渡できる体制にする。	情報の公開については、道が集計した情報以外には各自治体の判断となりますので、本推進計画では具体的な内容の記載はしません。 C
野生動物への配慮	
人間による野生動物への餌付けや、山林での餌不足等により、熊や鹿等の野生動物が市街地に出てくるようになった。また、飼い主による飼養動物の遺棄や逸走により外来生物が生態系に与える影響も大きくなっている。日常生活の中で、これらの除外方法に駆除という言葉が使用されていることは、命への軽視発言のような気がしてならない。	野生動物（野生化した動物）の駆除に関する内容は、「北海道鳥獣保護事業計画」の内容となるため、本推進計画では記載していません。 D
体制整備に関する事項 **人材育成**	
虐待を疑う事例が発生した場合に市町村や動物愛護推進員と連携して対応ができるよう、担当者や動物愛護推進員に対して、動物愛護先進国から現場に携わる方を招いたりしての実践に即した研修を行っていくことを提案します。	具体的な施策の実施内容は、各実施主体が定めるものですから本推進計画では記載しません。 C
動物や動物の飼養に関する専門的知識だけではなく、現在の日本人が抱えている社会背景、日本人の性質を考慮しながら活動できる人材育成の取り組みを提案します。	ご意見については、動物愛護管理行政のみに限定されない人材育成にあたっての一般事項となりますので本計画中には記載しませんが、施策の推進にあたり留意したいと思います。 C

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
カウンセリングが出来る人材育成やしつけ教室などが出来る場所の提供をお願いします。 しつけ等や悩み相談などの110番などがあるといいと思います	道では、動物愛護推進協議会に、動物愛護推進員を経由して相談を受け付ける窓口を設置することとしています。 B
「国などが開催する会議の参加、実施機関を参集した会議の開催のほか、随時実施期間相互の情報交換に努めます。」に、「動物取扱業者の台帳をデータベース化し、HP上で公開し、いつでも誰もが閲覧できるようにします。」を追加してください。	動物取扱業者の登録簿は、登録機関において閲覧可能ですが、現在のところ、ホームページなどでいつでも自由に閲覧供用できるようにする必要性があるとは考えておりません。 D
愛護推進員や、愛玩動物飼養管理士の勉強する機会を増やして欲しい。ネットワークを強化して欲しい。	動物愛護推進員のスキルアップについては、本計画で記載しているところです。愛玩動物飼養管理士については、特定の資格者に対する勉強の機会の提供はできませんが、一般道民に対する普及活動の中で対応されるものと考えています。 B
「動物愛護担当職員の資質向上」だけではなく、「人員増」も追加すべき。	人員増については、各自治体が実情に応じて行うものですので、本計画では掲載しておりません。 C
適正飼養指導を強化できるように、愛護推進員の設置とレベルアップを図る。	動物愛護推進員は、道では既に設置しており、その活用とスキルアップについては、本推進計画で記載しているところです。 B
動物愛護担当職員の資質向上について、研修会の開催以前の問題として、職員としての資質や職務内容について、今一度再確認して欲しい。	本推進計画では、各自治体の人事の是非を記載するものではありません。ご指摘の内容については、研修などの開催により資質向上を図るものと考えます。 C
動物愛護については色々な方面から考えることが多々あると思うが、この計画を盛んにするために、道が公認する市民グループを作ってはどうか。	道が公認する市民活動グループとして、北海道動物愛護推進員制度があります。 B
方策に「高齢者のみの住宅における病気・死亡等により飼養困難になった場合の対応や未然の防止策を、動物愛護団体、推進委員、民生委員、動物保護センターと協力して構築する。」を追加すべき。	個別の事案に対する対応内容は、本推進計画で記載する事項と考えていませんが、飼養困難となる以前の飼育者指導等については、今後とも積極的に進めてまいります。 C
災害対策	
マイクロチップの装着が進むよう、意識改革する。災害動物ボランティアとして人員の登録をする。	マイクロチップの普及啓発は、災害時の対策としても有効だと考えており、積極的にPRして参ります。また、災害動物ボランティアにつきましては、道では動物愛護推進員経験者による登録制度を設けております。 B
災害時、緊急に動物の避難などを行わなければいけない時は警察と連携するとともに、ボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり、動物の一時避難等を行う。 その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化する事。	関係機関との連携については、本推進計画で記載した内容で進めてまいります。 B
「市町村における動物同伴の一時避難場所の指定」を追加すべき	一時避難所の設置に当たっては、災害の状況によって臨機応変の対応が必要であり、動物同伴の一時避難所を事前に指定することは困難です。 C
動物愛護管理機関のあり方検討	
収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること ・オスメスの檻を分ける。 ・小型犬、大型犬を分ける。 ・老犬、仔犬、仔猫、老猫を分ける。 ・室温湿度などの調整。十分な給餌。 ・臨床経験豊富な獣医の常勤による健康管理。	本推進計画は、事務の詳細な要領を規定するものとは考えていません。 C
動物を虐待する人間に対して指導する機関を作ってください。	動物虐待は犯罪行為であり、そのような行為をさせない・許さない社会をつくるための基幹施設として、北海道では動物愛護センターの設置を検討しています。 B
(方策)に、あらたに「北海道における普及啓発の推進」を追加。 (手段)として、「道民が北海道の自然と動物との関わり方や、あらゆるものに命があることを学ぶことのできる教育機関として、北海道動物愛護センター(基幹施設と、各支庁ごとにサブ施設)を設置します。」 を追加してください。	本計画は、道のみに係るものではありませんので、道の動物愛護センター設置構想にかかる内容については、資料として掲載させていただきました。 なお、現時点で設置が確定しているかのような記載はできません。 D

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
「このように、その時代のニーズに応じた動物愛護センターの設置や改善をすすめる必要があり、早急に愛護センターの設置を検討していきます。」に修正してください。	動物愛護センターの設置については、道では重要な懸案課題として捉えており、本計画中でも「時代のニーズに即した動物愛護管理センターのあり方を検討する」旨記載しているところです。 B
規模は小さくても、個人や企業からの募金、寄付（フード、医薬品）、人的協力（ボランティアスタッフ）などの援助をメインに運営し、足りない分を道で負担する、殺さない施設の設置。	施設設置のために、本計画で募金を募るなどの記載はできませんが、施設設置の検討にあたって、ボランティア等に協力援助を求めることは検討して参りたいと考えています。 C
個人で保護活動を行なっている者にとって、不妊手術や治療費は非常に負担になるものです。飼い主の適正飼養もそうですが、獣医師の意識やモラル向上も必要だと思います。不妊去勢手術の普及には、そこにかかる費用の問題が大きく関わってきます。病院によってばらつきのある不妊手術費用の統一を提案しますし、獣医師の組織の構造上それが無理だというなら、せめて低予算で不妊手術が受けられる不妊手術普及専門部署を設けることを提案します。	動物病院は、独占禁止法により技術料等の統一は禁止されています。また、個人で保護活動を行っている者に対する不妊手術費用の軽減は、獣医師のモラルと関係する内容ではありません。 なお、動物愛護センターの設置にあたっては、飼い主不明の犬猫の不妊手術実施についても検討したいと考えております。 C
動物愛護管理機関のあり方検討で処分方法についても検討する旨記載する	処分方法の検討については、「情勢の変化と道民ニーズに即した」動物愛護センターの「より良いあり方の検討」を進める中に含まれるものです。 B
動物愛護推進員との適正飼養啓発の一つとして、ドッグランの設置化。	ドッグランは、適正飼養教育の場として活用できることは承知していますが、設置の是非については意見が分かれている現状から、本推進計画では記載しないこととしました。 C
愛護センターで譲渡のために収容している間の健康管理には万全を尽くしてください。（保護団体やっているくらいの検査・治療はしてもらいたいと思います）	保護収容している動物について、健康管理には留意しているところですが、検査などの実施は困難です。 D
「犬の抑留施設等の環境整備に努めます」の記載について、ぜひ改善し、清潔で犬猫がストレスを最低限にできるよう、予算を増やして改良して欲しい。	施設の改善が進められるよう努めて参りたいと考えています。 C
動物管理センターを明るく清潔で人々が訪れやすい環境にし、名実ともに愛護センターといえるような施設にする。動物管理センターに一般の動物病院と同等の医療設備を設ける。	本推進計画で参考掲載した道の動物愛護センター構想については、平成13年度に策定したものですので、時代に即したあり方として、見直しを行っていくに当たって、ご意見についても参考とさせていただきたいと思います。 C
施設に持ち込む飼い主には、持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前の記入を義務付け、殺処分の映像または実際の処分現場を見せる事とする。 持ち込み又は依頼した場合は、動物病院で安楽死（譲渡時の諸検査）と同等の持ち込み料、依頼料を徴収し、飼育費用代金や治療を要するものも別途に追加徴収しすることとし、それを収容動物のケアやその他かかる費用に当てる。 一方、引き取り動物は殺処分ではなく譲渡することを目標にしていく事から、愛護センター内での感染症や寄生虫等の感染を未然に防ぐ事ために、センター内で他の動物と接触させる前に蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の駆除、血液検査、検便検査を行う事を義務付ける。 持ち込む飼い主等が事前にそれらの要項を済ませたという獣医師からの証明書を持参した場合はこの限りではない。 そして、掲示の欄にそれらの要項をすべて記載する。	道においては、動物の引取りに際し、引取り申請に際し、申請書に理由を記入することとしており、併せて、引取った動物は多くが殺処分となること、継続飼養を再考すること、自ら新たな飼い主を探すことなどを説得するなどしているところです。なお、北海道では処分施設は現在なく、獣医師が個々に対応している状況から、担当獣医師のプライバシー上、殺処分の映像等を見せるようなことはできません。 また、現在、道には動物愛護センターはありませんので、感染症の検査等を実施することは困難です。 なお、本推進計画で費用徴収等を規定することはできません。 D
目標として基準値計を半減としているのであれば、処分施設を設置する必要はない。	道が設置を目指しているのは、動物愛護センターであって、処分のみを目的とした施設ではありません。また、本計画の目標を達成することで処分が不要となるものではありません。 D
「犬の抑留施設等の環境整備に努めます」は、「抑留動物の施設等の環境整備に努めます」に訂正すべき	ここでは、動物愛護センターを設置していない道などにおいて、施設整備に代替する施策を記載しているもので、保健所に設置されている施設は「犬の抑留所」です。 D

その他必要な事項

調査研究の推進

「…新たな知見の研究などを進め、成果の公表に努めます。」の記載について、具体的にどのように公表していくか、示して欲しい。	研究成果等の公表は、その内容によって、学会、論文、一般向け広報等さまざまですので、具体的な手段を限定できるものではありません。 D

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
自治体の実態を把握するような調査を追加する。	個別の調査研究項目については、本推進計画で記載することはしませんが、集計方法については、今後検討して参ります。 C
「調査研究を通じた、動物愛護担当職員の資質向上を図ります。」の記載について、10年と言わず、すぐにでも力を入れて欲しいです。早急な達成の為に、具体的な案を入れて欲しいです。	本計画は、10年計画として策定されるものですが、できる限り早期の目標達成を目指すこととしております。 B
計画の指標と目標値	
犬猫の殺処分数に取扱業者、繁殖業者による処分数を加えてください。	北海道では、原則として業者により持ち込まれた犬猫の処分は行っておらず、業者による処分数は集計していません。 D
目標値を高めていくためには、多くの人に今の現状を知ってもらい、一般からアイデアを募集してみるのも一つの方法ではないか。	本推進計画では記載しませんが、目標達成と更なる向上を目指すための今後の措置を検討する際に、参考とさせていただきます。 C
今後10年間で犬猫の殺処分数半減を計画の目標値とすることに反対します。	犬猫の殺処分数は、平成14年度から平成18年度までの5ヵ年比で約18%の減少であり、同様に推移した場合10ヵ年の殺処分減は35%程度が見込まれるところです。そこで、譲渡数や返還数の増と連携しながら施策を推進することにより50%減を目標とするものです。 D
犬および猫の引取り数および返還・譲渡率の10年後の数値目標を追加すべき。 犬猫の殺処分率80%、返還譲渡率20%を目標とすべき。 また、犬については返還譲渡率70%を、猫については返還譲渡率5%を目標とすべき。	計画の指標と目標値については、30ページで記載しています。 なお、北海道では保護収容動物の譲渡について、目標設定を譲渡率ではなく譲渡数としているのは、ここでの施策の目標は、愛護意識の普及であって、その効果は、譲渡の実数として示されると考えたものです。 また、北海道では、ご指摘の条件で算定すると、既に平成18年度現在で犬猫の殺処分率は約75%、返還譲渡率は約25%を達成しています。 返還･譲渡について、本推進計画では動物種ごとに目標を設定しないのは、現状に対する増加率として設定することにより、動物種ごとで施策の方向性にばらつきを生じさせないためです。 D
≪計画の目標≫内の数値目標においては「基準値計を半減」と掲げられておりますが、だとしたら、何故処分施設を設ける必要があるのでしょうか？処分施設を増やすことより、一匹でも多くの命を守る事に目を向ける事が、現在の動物愛護の概念に求められている最重要課題だと思います。	施設整備に関して、計画で示した参考資料における処分施設は、保護収容施設に付帯する設備であって、処分施設を増やすことを目的としたものではありません。保護収容施設の設置に当たっては、今後もより良いあり方の検討を進める予定です。 D
H18年度実績（基準値）が0というのは、何かをした上での数字なのか、何もしていないで0なのかを検討できる資料がありません。 また、H29年度目標が「基準値の維持」となっていますが、これについても　実績0の中味を公表しなければ検討ができません。　0件の中味を追加公表してください。	動物取扱業が、基準遵守を図るために行政機関が監視指導を行うことは法律で規定されており、これを改めて標記する必要はないと考えています。また、その上での処罰件数「0」という数値を維持することは、今後も動物取扱業の適正化を図る指標として適当と考えています。 E
「基準値計を半減」を 「殺処分数0」に修正してください。	目標値の設定は、様々な要因を考慮し実現可能な数値として設定しているもので、理想値の設定ではありませんのでご理解下さい。 D
「市町村によっては、飼い主からの引取りと拾得者からの 引取りを区別していない」という記載が30ページにありますが、野犬掃討されている頭数等を含め、市町村の正確な実態を把握できるように道が指導して実態把握するような調査を追加するべき	引取り数の内訳について、法令等で規定のない内容は、自治体の判断によって集計されるものですから、道がその内容を指導できる立場にはありません。 D
愛護センターでは殺処分0を目標に頑張ってください。愛護センターに持ち込むと殺されると知っている人の中には、なんとか助けたくて、引きっとってくれる人・多頭飼育場などに持ち込む場合があります。数が増えれば個人では対処できなくなり、問題は深刻化していきます。愛護センターが殺処分所でなくなれば、そういったこともなくなります。今のままでは悪循環です。	本推進計画で設定した目標は、これまでの推移や今後の施策の効果などを見込んだ数値として設定しているものですが、より高い効果が得られるよう努めて参ります。なお、動物愛護センターは殺処分をするための施設ではありませんが、その動物を生涯飼い続けることは困難です。 C
殺処分については、半減以上を目標としゼロに向けて常に努力する。	殺処分についての目標設定については、これまでの推移や今後の施策による効果予測から設定しているものですが、より高い成果が得られるよう努力してまいります。 C

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
29年度の犬猫の殺処分数の目標値は、18年度の基準値に対して、保健所に収容される犬猫別に犬90%減・猫80%減としてください。	目標値の設定は、様々な要因を考慮し実現可能な数値として設定しているものですのでご理解下さい。 D
10年後に殺処分数半減ではなく、限りなく0に近づくよう、目標を高く設定する。	計画に掲げる目標は、様々な要因等を考慮し、実現可能なものとして設定されるものですが、理想としてはご意見のとおりだと考えております。 C
愛護センターに引取られた動物の殺処分は、獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は100%譲渡返還を目標とし、殺処分数も、上記に述べた以外の動物では0を目標とする。	動物の保護収容施設は、能力に限界があり、全ての動物が譲渡又は返還されるまで飼養し続けるのは不可能ですが、可能な限り殺処分数が減少するよう努めて参ります。 C
動物取扱業者の処罰数0について、維持ではなく指導・摘発の強化とすべき。	処罰数0については、罰則適用となる以前に指導の徹底によって改善が進むことを目的としたものであり、処罰ありきの施策とすることはできません。 D
H18年度の実績数値に対し、半減するとした具体的根拠がないように思われる。	目標値の設定については、これまでの推移に、今後の施策の展開によって見込まれる増加率を加味して判断しているものです。 E
悪い業者に二度と業をさせないことは殺処分数を半減以上に減らすことにつながる。	法律上の欠格規定を超えた規制を本推進計画で記載することはできません。 D

その他

人と動物の関係を良くしようという取り組みに大変期待いたします。 素案を一通り読みましたが、理想的かと思います。 後は、是非実現に向け、市民の皆さんと共に頑張っていただきたく思い、意見というか応援の意味でメール致します。	目標の実現に向けて進めてまいります。 B
飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について、住民に正しい認識をしてもらうための普及啓発活動を強化し、飼い主のいない猫の不妊手術を行政が主体となって行う事を希望する。（予算措置が必要だが、少なくとも避妊去勢への助成金制度の拡充は不可欠であろう） 実質的活動はボランティアやセンター職員などにより行われこととなるが、地域住人への理解を得ること、かかる費用の負担は全面的に行政の責任で。費用についての予算措置は、国（環境省・財務省）および都道府県に求めていくものとする。 具体的には、ボランティアなど活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知させる事。 同時にボランティアが活動しやすい環境を作るため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について、住民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発の強化と支援を行う事。 また、公共施設などでの飼い主のいない猫対策の取り組みの推進として、公園や河川敷、公共施設などで発生している猫の問題に対して、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が協力し、飼い主のいない猫対策を行うことができるよう、検討し支援する事、など。	北海道では、道外と異なり所有者不明の猫が社会問題化している事例は少なく、地域も限局的であるため、本推進計画では具体的な記載は行っていません。なお、避妊去勢措置を含めた行政による新たな費用負担については、道民の同意が必要な事項ですから、本推進計画で規定することはできません。 C
素案を検討する委員の中に、北海道で活動するボランティア・愛護団体の方たちも加えていただきたい。	素案を検討している北海道動物愛護推進協議会には、道内各地で動物愛護ボランティアとして活動いただいている愛玩動物飼養管理士の代表の方や北海道ボランティアドッグの会の関係者に参加いただいており、愛護団体として日本愛玩動物協会に参加いただいております。また、日本動物福祉協会北海道支部に個別に意見照会しているところです。 B
飼い主のいない猫の適正管理等についてガイドラインを作成し、地域住民、獣医師等の協力の下、地域で問題解決に取り組むことを提案します。	北海道では、道外と異なり所有者不明の猫が社会問題化している事例は少なく、地域が限局的であるため、各自治体が必要に応じて取り組む課題となっており、全道的な取り組みについては、今後検討していくこととします。 C
仔猫の引き取り数が多い地域を抱える市町村に対し、道庁の作成したガイドラインを参考とした取り組みの導入を支援したり、住民が主体的に取り組む地域を指定して、動物愛護センターが不妊去勢手術などの協力を行う等支援策を充実させることを提案します。	現時点ではガイドラインの策定は予定しておらず、その基幹施設となる動物愛護センターも未設置のため、対応は困難です。 C

ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
飼い主のいない猫対策が単なる餌やりと誤解されたり、地域での対立を招いたりすることを防ぐため、ボランティア等活動者に向けたパンフレットを作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知することを提案します。同時にボランティアが活動しやすい環境を作るため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について道民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発活動強化を提案します。	具体的な施策の実施内容は、各実施主体が定めるものですから本推進計画では記載しません。 C
所有者のいない猫対策について ●不妊去勢への助成金制度の拡充 ●地域猫に限って獣医師による低価格での手術の協力	助成金制度の設置については、各自治体が判断することとなりますので本推進計画で記載していません。また、獣医師の協力などは地域における個別の対応となりますので、本推進計画が記載していません。 C
動物たちの根本的な権利について、法律が定められることを希望する。	本推進計画は、法律を制定することを目的としたものではありません。 D
できれば、中学生に理解できる言葉で計画を書いて欲しい。	できる限り平易な文章を心がけていますが、法の条文を引用する場合などでは、独自の解釈とならないよう、条文の用語をそのまま引用している場合などがありますので、ご理解下さい。 D
地域猫活動、TNR活動を推進すべき	北海道では、道外と異なり所有者不明の猫が社会問題化している事例は少なく、地域が限局的であるため、各自治体が必要に応じて取り組む課題となっており、全道的な取り組みについては、今後検討していくこととします。 C
処分に税金を使うくらいなら避妊や去勢手術の援助金にしてください。	みだりな繁殖を防止するためのペットの避妊去勢に助成制度を設けることは、各自治体の判断によるものですので、本計画で記載するものではないと考えます。 なお、北海道では犬猫の引取りに際し、処分に要する経費を手数料として徴収しています。 D
保護収容施設引取りの有料化について、飼養を放棄し、施設へ動物を持ち込みする飼い主からは、引取り料を取る。飼い主持込みによる動物の引取りには、全国の多くの自治体が有料化しています。現状の札幌の収容施設の維持は、市民の税金を身勝手な一部の人間の後始末に使っているともいえるので、真の安楽死の実現の財源として、持ち込みの飼い主に一部負担をさせるべきです。持ち込む飼い主がこの一部負担をすることで、「何を委託しているのか」を自覚させる効果も期待されます。	犬猫引取りに際しての手数料の設置は、各自治体が地域の現状や皆さんの意見などをもとに判断するものですので、本計画で記載すべきものとは考えておりません。なお、道では既に犬猫引取り手数料を設定しています。 D
動物飼養者から徴収する動物税を導入し、動物管理センターの負傷動物の処置費用やドッグランの建設に充てる。	新たな税制度の設置は、各自治体が地域の現状や皆さんの意見などをもとに判断するものですので、本計画で記載すべきものとは考えておりません。 D
外猫に餌を与える人だけを責めないで欲しい。悪いのは手術せず増やして捨てた人間。捕獲器等の貸し出しや手術費の助成等で行政側が援助し、一代限りの命を全うさせて欲しい。	外猫に餌を与えることを責めるものではありませんが、給餌にあたっては、相応の責任が伴うことも理解すべきと考えています。捕獲器の貸し出しや手術助成等は、各自治体の判断となるものですので、本推進計画では記載していません。 C
欧米にあるアニマルポリスの必要性を感じる。	法制度上の課題ですので、本推進計画で記載することはできません。 D
動物専門の権限を持ったポリスマンが常にいたらよいと思う。	本推進計画で、権限の付与等を規定することはできません。 D